

京都市社会福祉奨学基金条例の一部を改正する条例（平成17年3月25日京都市条例第46号）（保健福祉局生活福祉部地域福祉課）

寄付の受納に伴い、次のとおり基金の金額を引き上げることとしました。

基金名	改正前	改正後
山下達雄・亮子奨学基金	19,000,000 ^円	20,000,000 ^円
京栄水道奨学基金	8,000,000	10,000,000
日産建設奨学基金	11,000,000	12,000,000
いづみ会奨学基金	3,220,000	3,270,000

この条例は、平成17年3月25日から施行することとしました。

京都市社会福祉奨学基金条例の一部を改正する条例を公布する。

平成17年3月25日

京都市長 梶本 頼兼

京都市条例第46号

京都市社会福祉奨学基金条例の一部を改正する条例

京都市社会福祉奨学基金条例の一部を次のように改正する。

別表中「19,000,000」を「20,000,000」に、

「

 |

」を

「

 |

」に、

「11,000,000」を「12,000,000」に、「3,220,000」を「3,270,000」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)